

健康保険被扶養者認定事務の
変更にかかるお願い

平成30年10月1日から、「健康保険被扶養者（異動）届」の添付書類の取り扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、証明書類に基づき身分関係および生計維持関係を確認のうえ、認定することとなりました。

なお、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能となりますので、「健康保険被扶養者（異動）届」を届出いただく際は、次の取り扱いをご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

※添付省略の要件を満たしておらず、証明書類が添付されていない場合は、事業主様へ届書を返戻のうえ、証明書類の提出等をご案内させていただきます。



1. 届出に必要な添付書類の取り扱い

平成30年10月1日以降の「健康保険被扶養者（異動）届」にかかる取り扱いは次のとおりです。

なお、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番①・②を、別居しているときは項番①・②・③の取り扱いを参照してください。

〈添付書類等一覧〉

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
①	続柄の確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	次のア・イの両方に該当する場合 ア・被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている【裏面①-ア】 イ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している（または「続柄確認済み」と記載している）【裏面①-イ】
②	収入の確認	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※3【裏面②-ア】 イ・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
③	別居の確認	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ・扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

添付書類が省略となる場合の記入箇所については、裏面をご参照ください。

2. お問い合わせ

届書の記入方法等、取り扱いについてご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ!

ねんきん加入者ダイヤル（事業所、厚生年金加入者向け）

（ナビダイヤル）0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913

〈受付時間〉月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

大阪社会保険時報 平成30年12月・平成31年1月 第846号

こんなとき
どうする？

ケガをしたときの健康保険

ケース① 仕事中や通勤途中にケガをしてしまった

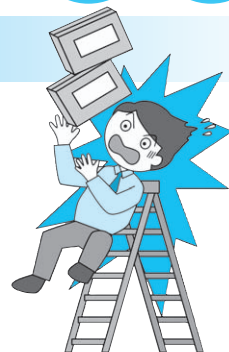
👍 保険証が使えません

労災保険の対象になりますので、健康保険は使えません。
速やかに勤務先へ報告し、労災保険の手続きをしてください。

労災保険に該当するか迷ったら・・・

お近くの労働基準監督署にご相談ください。

業務上負傷



ケース② 業務外の交通事故など第三者が関係するケガ等で保険証を使用した

交通事故



暴力行為等



他人の犬にかまれた



👍 状況をご報告いただく必要があります 『第三者行為による傷病届』のご提出をお忘れなく

健康保険が負担した医療費は、協会けんぽが直接相手方へ請求します。

- 医療機関にケガで受診するときは、ケガにいたる状況を正確に伝えてください。
- 協会けんぽよりケガの原因をおたずねする文書が届いた際は、ご回答をお願いいたします。

従業員の住所のご確認をお願いします！



被保険者の住所の変更がされておらず、「特定健診の受診券が届かない」というお問い合わせが多く寄せられています。平成31年度におきましても、本年同様にご家族（被扶養者）宛に、ご本人（被保険者）の登録住所に受診券をお送りする予定ですので、登録住所のご確認をお願いします。

登録住所の
確認方法

日本年金機構の「住所一覧表」提供サービスをご活用ください

「住所一覧表」
提供サービスとは？

従業員の住所をまとめて確認・訂正することができる日本年金機構のサービスです。詳細は日本年金機構のホームページをご確認ください。

◆◆「住所一覧表」提供サービスに関するお問い合わせは、日本年金機構までお願いいたします ◆◆

※平成30年3月5日以降に住所変更のお手続きをされた方は、マイナンバー連携が適用されるため被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となっています。

お問い
合わせ先

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電 話 ● 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください
受付時間 ● 8：30～17：15まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル 6階

協会けんぽ 大阪

検索

労務事務講習会

【事業所の事務担当者の方を対象に講習会を開催します】

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・山口 介衣子氏・高田 千春氏

- テーマ・日程等 ①【公的年金のしくみを知ろう】 平成31年1月23日(水)
②【労働基準法を知る】 平成31年2月 7日(木)・2月26日(火)
③【労働基準法を学ぶ】 平成31年2月19日(火)・3月 8日(金)
※テーマごとに1事業所1名様のお申し込みになります。
＜開催場所＞ 大阪府病院年金会館 <大阪市天王寺区六万休町4-11>
＜開催時間＞ 13時30分～16時30分(途中休憩あり)
＜定 員＞ 各回120名
- 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)
- 参 加 費 用 会員事業所の被保険者 無 料
非会員事業所の被保険者 3,000円／1テーマ1名 (この講習会から入会希望の方は、無料となります)
非会員事業所の参加決定者には、郵便払込票を送付し、入金確認後、参加証を送付します。
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- 申 込 締 切 ①1/23開催分 平成30年12月25日(火)必着
②2/ 7開催分 平成31年 1月10日(木)必着・2/26開催分 平成31年1月24日(木)必着
③2/19開催分 平成31年 1月17日(木)必着・3/ 8開催分 平成31年2月 7日(木)必着
- 申 込 方 法 (ア) 労務事務講習会 参加申込書
(2テーマ以上のお申し込みの場合は、申込書をコピーのうえテーマごとに申込書にご記入ください)
(イ) 宛先を明記した返信用はがき(各テーマごとに1枚必要です)
(ア)・(イ)を同封のうえ、「(一財)大阪府社会保険協会」へ必ず郵送にてお申し込みください。
定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により参加者を決定し、返信用はがきにより抽選結果をご連絡いたします。

お 申 し 込 み
お 問 い 合 わ せ 先

(一財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階
電話 06-6445-3013

----- キリトリ線 -----

労務事務講習会 参加申込書

事業所名称				会員番号(30- -)
非会員の方の入会希望	ある ・ ない	連絡担当者名		非会員 ・ 不明
事業所所在地	〒 -			
電話番号	()			
参 加 希 望		開 催 日	参 加 者 氏 名	男 ・ 女
テーマ番号	テ ー マ (講 習 内 容)			
		月 日 ()		

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。